

個人情報ファイル簿（単票）

【教育総務課】

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	柏原市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	柏原市教育委員会事務局教育部教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	1 学齢児童生徒の把握・管理（就学通知、入学・卒業者名簿、就学異動通知、区域外就学、外国人就学案内・入学許可等） 2 就学援助業務（審査・支給）	
記録項目	1 管理番号、2 学年、3 学齢児童生徒氏名、4 現住所、 5 生年月日、6 性別、7 保護者氏名、8 学齢児童生徒との関係、9 現住所、10 就学小学校情報、11 就学中学校情報、 12 不就学情報、13 就学の督促	
記録範囲	学齢児童生徒、保護者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、本人から直接、他市町村からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市内小中学校・学務課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 柏原市教育委員会事務局教育部教育総務課	
	（所在地） 〒582 - 8555 柏原市安堂町 1 番 55 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（非該当）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 8 年 6 月 16 日